

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年4月14日（火）午前9時01分～午前9時29分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長 総務部長
市民部長 地域文化スポーツ部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和8年度各部の方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長 3月31日庁議で一部暫定版として決定した令和8年度部の方針（案）について、新組織を反映しました。暫定版としていた部のうち、福祉保健部及び教育部については、所管変更による項目削除及びタイトルを修正しています。市民部については、暫定版から方針2及び方針4に項目を追加しています。地域文化スポーツ部については、暫定版を基に内容を整理し、タイトルの修正と一部内容を追加しています。

本日の庁議で了承後、広報こまえ5月15日号及び市ホームページで公表します。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（令和8年修正（案））について」の説明をお願いします。

部 長 4月6日庁議で本プランの主な修正点を説明し、意見をいただきました。改定案49ページ、「(ケ) 各種問い合わせ対応（情報班）」を御覧ください。作成した「避難者名簿」とは、具体的に何を指すのかという質問をいただきました。「避難者名簿」とは、82ページにある【資料8】福祉避難所別避難者一覧表を指します。分かりやすい表記とするため、49ページの「避難者名簿」の後に（「福祉避難所別避難者一覧表」（資料8））を追記しました。その他、一部文言修正を行っています。

本日の庁議で了承後、社会常任委員会協議会へ報告予定です。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」の説明をお願いします。

部 長 粕江市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、3月24日庁議で承認後、東京都に対する意見照会を行い、指摘のあった事項について修正を行っています。

資料3-1「1 東京都からの意見及び修正内容について」のとおり、21ページ及び22ページに地方債の発行に関する記載を求められた他、文言の修正等を行いました。

本日の庁議で了承後、社会常任委員会協議会へ報告し、パブリックコメント及び市民説明会を実施します。パブリックコメント及び市民説明会の結果については、改めて庁議で諮るとともに、必要な手続きを経て社会常任委員会協議会及び都知事へ報告します。改定作業の完了は、7月中を予定しています。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 地方債に関する記述ですが、国の計画において、都道府県や政令市のように独自に起債発行できる自治体に加えて、総務省が指定する自治体も起債発行できるようになりました。それを受けて、地方債の発行に関する記載を求められたようですが、一方で、全国市長会から、全額国費による財源措置を講じ、安易に起債に頼ることのないようにという要望も出しています。東京都からの指摘という理由だけではなく、そのような経緯等も含めて確認しておいてください。

市 長 全国市長会の要望のとおり、起債に頼らず本来は国が行うべき事だと思います。副市長から説明があったとおりですので、それも含めて決定とします。

次に、報告事項1「粕江市債権管理条例に基づく債権放棄について」を報告してください。

部 長 粕江市債権管理条例第7条の規定に基づき、学童保育所児童育成料及び小学校給食費について、3月31日付けで債権放棄を行いました。債務者数2人、期別件数4件で債権放棄額43,178円となります。債権放棄の事由としては、私債権につき、時効期間が経過したため、条例第7条第1号の「当該市の私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）」に該当すると判断し、債権放棄したものです。債権放棄の状況については、債権管理条例第8条の規定に基づき、議会に報告します。

市 長 続いて、報告事項2「令和7年度工事成績評定の結果について」を報告してください。

部 長 令和7年度の工事成績評定については、130万円以上の請負工事に対し、監督員及び検査官にて、基本的な技術力や施工管理、創意工夫等の評定を行っています。

評定は100点満点で評価を行い、80点以上は、他の模範となる工事を施工したとして市ホームページに公表し、また、75点以上の工事は、成績が優秀であるとし、入札参加者を指名する場合に優先指名できる対象としています。

令和7年度は22件の対象工事があり、総合評定点の平均点は73.7点、そのうち80点以上の模範工事はなく市ホームページに公表する工事はありませんでしたが、75点以上80点未満の工事は11件あり、それらの工事を請け負った延べ11者が令和8年度の優先指名業者となります。令和7年度も改善計画書提出義務のある契約履行の不良と判断される65点未満の業者はなく、受注者の施工管理に対する理解が進んでいる結果と考えられます。

市長 続いて、報告事項3「令和8年度狛江市総合水防訓練実施について」を報告してください。

部長 令和8年度狛江市総合水防訓練は、1月6日庁議でお知らせしたとおり、実働訓練を5月24日としていますが、令和7年度は同日に実施した災害対策本部の図上訓練は別日程の6月15日午後に実施します。

概要については資料のとおりです。今回の目的は「頻発・激甚化する風水害からの被害を最小限に抑えるため、幅広い主体が参加・連携した訓練により市の総合的な風水害対応能力の向上を図る。」とし、重点項目を定め計画しました。実働訓練について説明します。

1点目は避難所開設・運営訓練です。今回は、狛江第三小学校、和泉小学校、狛江第四中学校の3校に加え、上和泉地域センターの計4箇所で訓練を実施します。実質的な受入れ訓練として、令和7年度課題であった受付滞留者を発生させないために、避難者を先に建物の指定場所に引き入れ、後で受付を行う形を試行し、避難所運営協議会と連携した円滑な避難所開設・運営を目指します。また、一般市民の受入れを実施し、避難所に備えてあるエアーマットの設定や濾過機の使用体験等を実施するほか、自衛隊、消防、警察、京浜河川事務所等の防災関係機関の車両展示、そして新たに防災啓発用カプセルトイや、八千代エンジニアリング株式会社のアプリを活用した防災アニマル診断等を予定し、幅広い市民に会場いただき、避難所の周知や自助・共助力の向上を図ります。

2点目は福祉避難スペース・福祉避難所、災害ボランティアセンター設置・運営訓練です。開設する避難所において福祉避難スペースを設置し、訓練に参加した市民の受入れを実施します。また、更なる配慮が必要な方へ対応するため、和泉小学校の福祉避難スペースから福祉避難所の西河原公民館へ移送を行います。また、社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置・運営訓練も行います。

3点目は排水樋管操作要領及び排水ポンプ運用要領の習熟訓練です。排水

樋管操作の訓練は令和7年度は六郷排水樋管で実施しましたが、令和8年度は、猪方排水樋管で狛江市消防団と連携して実施します。本訓練では、河川の水位変化に伴う水中ポンプの運用、遠隔操作システムの操作等の各種行動要領を確認し、狛江市消防団は排水ポンプ車の運用訓練を実施します。

続いて、災害対策本部の図上訓練です。災害対策本部訓練は、令和元年東日本台風をモデルとした想定で実施し、台風の接近に伴う河川増水及び内水氾濫への各部の対応確認や、災害対策本部会議にて業務の優先順位付け等を判断するための情報の収集・整理・伝達の検証等を主眼とした訓練とします。令和7年度の訓練では、避難指示を発出するところまで行いましたが、今回はその後の避難支援や避難所の生活支援、人命救助事案への対応等を訓練の焦点としています。訓練の要領としては、コントローラーが付与する状況を踏まえ、防災ダッシュボードやクロノロジーを活用し、情報収集、整理及び共有を行い、これを基に対策について優先順位をつけて決定します。また、防災情報一斉配信システム、Aアラートやスターリンクの活用により、集めた災害情報や災対本部会議で決定した重要事項を的確に発信します。

最後に訓練参加職員ですが、災対本部員や各部連絡員、各避難所担当職員、初動要員、排水樋管の対応等、多岐にわたる訓練となるため、各部から数名ずつ選出をお願いします。各部においては各種訓練の職員参加に配慮いただくとともに、今一度、水災対応に伴う業務の確認をお願いします。

市長 本来的には、全職員が参加して行うべきですが、代表の職員に参加していただいで実施します。各部においては、協力するという意識ではなく、自分たちが受け持つ部分をしっかり把握し、いざというときに対応できるようにしてください。

続いて、報告事項4「令和7年度決算審査の日程について」を報告してください。

部長 令和7年度決算審査の審査日程は、7月10日、13日、15日、16日、17日の5日間、22日を予備日として実施します。各課の審査順序について、公務の都合により順番等の変更が必要な場合は、部内で調整のうえ、監査委員事務局に連絡をお願いします。また、4月1日に組織改正がありましたが、令和7年度担当課に対して審査を行うので、必要に応じて組織改正により担当課となった職員も同席し対応してください。

なお、決算審査の講評は、8月17日午前9時から特別会議室で行う予定です。講評には、市長、副市長、教育長、会計管理者、各部長、議会事務局長、財政課長の出席をお願いします。

市長 事前に資料の整理を行った上で、各部誠意をもって決算審査に当たってください。

続いて、報告事項5「こまほっとシルバー相談室狛江団地の移転について」を報告してください。

部長 こまほっとシルバー相談室狛江団地は、東京都の高齢者見守り推進事業実施要綱及び狛江市こまほっとシルバー相談室事業実施要綱に基づき、主に都営狛江アパートに居住する高齢者を対象に、身近な相談先として、見守りや相談支援等を実施している相談窓口事業です。平成26年度の開設当初より、社会福祉法人正吉福祉会へ事業運営を委託し、現在に至ります。

こまほっとシルバー相談室狛江団地が設置されている27号棟が、建築基準法に基づく昭和56年6月以降の新耐震基準を満たしていないため、都営狛江アパートの建替えに伴い27号棟の居住者が順次転居していることを受け、安心できる環境で相談室の運営を継続するため、移転することとなりました。

移転先は、都営狛江アパートの住民がこれまでと同様に身近な相談窓口として利用できるよう、同敷地内にある上和泉地域センターの1階にある身障者談話室を予定しています。移転時期は6月中を予定しています。本件については、社会常任委員会協議会へ報告予定です。

市長 続いて、報告事項6「狛江市文化財の指定について」を報告してください。
部長 教育委員会では、3月12日付けで、狛江市文化財保護条例第4条第1項に基づき、4件の文化財指定を行いました。

1件目の「宿屋敷西1号墳出土遺物」は、5世紀第3四半期に築造された古墳の周溝から出土した遺物で、古墳における墓前祭祀の様子を示す遺物です。ここに含まれる鉄鐸は、渡来系鍛冶工人や鉄器製作にかかわる集団との関連が指摘される希少な遺物であり、狛江古墳群のなかでも古い時期に築造された古墳の被葬者像や在地集団の様相を知る上で貴重な資料です。

2件目の「木造屋形船 附漁船1艘、関係民具11点」は、和泉多摩川で貸しボート業を営んでいた「たまりや」で使用されていたもので、昭和39年に稲城市東長沼の川船大工、久保井富蔵氏によって製作されたものです。久保井氏は、多摩川中流域における最後の船大工で、同氏の船大工道具は、東京都有形民俗文化財に指定されています。久保井氏が製作し実際に使用されていた屋形船のうち、現存するものとしては唯一のものとみられ、多摩川中流域の伝統的な和船の特徴をよく留めていることや、狛江が戦後から高度経済成長期にかけて、多摩川沿いの行楽地として大変賑わった場所であるという歴史の一端を伝える資料です。屋形船とともに使用されていた漁船と、屋形船で使用されていた船道具を附としています。

3件目の高木家文書は、旧覚東村の高木家に残されてきた古文書2,396点です。江戸時代中期から明治時代前期の覚東村を描いた村絵図や、高度経済

成長期頃のまちづくりの様子を伝える古文書等が多く含まれており、地域の歴史を知る上で、貴重な資料です。

4件目の石井家文書は、旧和泉村の石井家に残されてきた古文書2,738点です。江戸時代の検地帳、新田開発や多摩川の水害等、村の様子が記された古文書や絵図、明治40年代に頻発した多摩川の洪水とその復旧工事に関する資料等が含まれており、やはり地域の歴史を知る上で貴重な資料です。

以上4件の文化財については、将来に向けて長く保存・継承されるべき地域にとって貴重な文化財であると判断し、市の指定文化財に指定しました。

市長 屋形船は古民家園にあるものですか。

部長 そうです。

市長 文化財説明板等の設置は考えているのでしょうか。

部長 検討します。

市長 高木家と石井家の古文書とありますが、どこの高木家か石井家かは明確にしておいた方が将来的にも良いと思うので検討してください。

部長 検討します。

市長 その他ありますか。

部長 自衛消防地区隊名簿割振方法の変更等についてです。

自衛消防地区隊名簿は、地区隊における職務ごとに、職員名まで記載し指定していましたが、人事異動や育児休暇等で職員が入れ替わるごとに作成し直す必要があり、頻繁な更新作業が必要となっていることや、大規模な地震や火災等が発生した際に休暇や出張等で当該職員が不在の場合もあり得ること等から、割り振りの簡素化を図り、より柔軟かつ的確に行動できるよう、4月以降の自衛消防地区隊名簿から、所属課、職位、係（担当）単位で職務を指定する方法に変更します。また、現在は名札ケース裏面に入れている自衛消防地区隊の役割カードについて、両面記載であったために、実際の災害発生時に取るべき対応が見づらいものとなっていたため、片面記載に変更し内容を整理することで、役割や災害発生時に取るべき対応を分かりやすくします。庁議後、庁内グループウェアへ掲載し、新カードを配布するので、自身の役割について確認するよう所属職員に周知をお願いします。

市長 他にありますか。

部長 第46回多摩川統一清掃の開催結果についてです。

4月11日に開催し、当日は快晴の空のもと事故や怪我なく無事に終了することができました。44団体、1,691人に参加いただき、可燃ゴミや不燃ゴミ等あわせて150kgのゴミを回収しました。参加、御協力いただいた皆様には感謝申し上げます。

市長 当日は、副市長、教育長、環境部長その他職員の皆様に参加いただきあり

がございました。各団体や個人の方に参加いただき、多摩川を魅力ある川として、また魅力あるスポーツレクリエーションや学習の場としてきれいにさせていただきました。副市長、教育長から感想等ありますか。

副市長 成城大学エシカル研究会の学生も約 20 人参加していただき、子どもたちも含め多世代の方が参加されたイベントとなり、大変良かったと思います。

教育長 子どもたちの学びの場になっていると思います。年々多摩川がきれいに美しくなっていると実感しました。

市長 ゴミも年々少なくなっています。これは、日頃から市民の皆様や各団体の皆様がきれいにしている結果だと思えます。これからもゴミのない多摩川にしていきたいと思えますので協力をお願いします。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4月21日午前9時00分から開催します。